

キーワード：コスト低減、スマート農機、農業機械、肥料高騰対策

【目的】

肥料高騰等により影響を受けている地域の担い手である農業経営体に対し、生産コスト低減に資するスマート農業機器等の導入支援を速やかに実施することで、農業経営への影響を緩和するとともに、地域全体での環境創造型農業へのさらなる推進及び持続可能な営農体系の確立を図る。

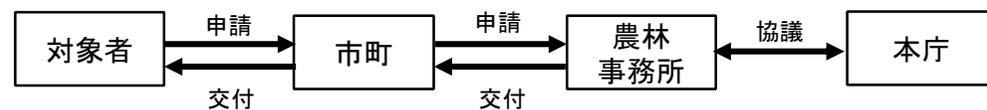
【関連目標】

県下の地域計画策定集落 3,362集落（令和5年3月1日時点）

【事業の内容】

- 1 対象地区
地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域
- 2 対象者（以下のいずれかに該当する者）
 - (1) 「実質化された人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体（新規就農者の場合は、認定農業者又は認定新規就農者）
 - (2) 農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（法人含む）
 - (3) 農業者の組織する団体（農業者3戸以上で組織する団体であり、構成員に(1)(2)の経営体を1経営体以上含む）
- 3 支援内容
 - (1) 生産コスト低減に資するスマート農業機器の導入を支援。
※農業用ドローン、リモコン草刈機、可変施肥機能付き田植機等
実施要領別表1に記載のあるスマート農業機器
 - (2) (1)以外で生産コスト低減に資する農業機器の導入を支援。
※ブームスプレーヤー、マニュアルスプレッダー、乗用野菜移植機等
実施要領別表1に記載のある農業機器
- 4 補助率 1/2以内、補助上限7,500千円
- 5 その他要件
 - (1) 国の肥料価格高騰対策に取り組むこと
 - (2) 生産コスト低減の成果目標(次の①～④のうち1つ)を設定すること
(①農薬の削減、②肥料の削減、③労働時間の削減、④人件費の削減)

【事業の流れ】



【活用例】

- イ リモコン草刈機導入による草刈りの作業時間縮減
- ロ 農業用ドローンの導入による肥料施肥・農薬散布の作業時間の縮減
- ハ 可変施肥機能付き田植機の導入による肥料使用量の削減



【事業所管部署】 078-362-3409
農業経営課 集落農業活性化班